

神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する実施要領

(平成6年4月11日市民局長決定 最終改正：令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市消費生活条例（平成17年4月条例第2号。以下「条例」という。）第28条第1項に基づく神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則（平成27年3月規則第53号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、条例及び規則の例によるものとする。

(貸付けの申込み)

第3条 規則第2条の訴訟代理及び資金の請求等の委任状には、消費者訴訟を提起し、又は消費者訴訟に応訴する者が自署した住所及び氏名、並びに訴訟代理人の住所及び氏名の記載があるものとする。ただし、消費者訴訟を提起し、又は消費者訴訟に応訴する者が複数あるときには、代表者を定めて代表者が自署した住所及び氏名を記載するものとし、その他の者の自署した住所及び氏名を記載した名簿を添付するものとする。

2 規則第2条に規定する申請は、神戸市消費者訴訟に要する費用借受申請書（別記様式第1号）のとおりとする。

(貸付けの調査)

第4条 市長は、規則第3条の調査にあたり必要があるとき消費者訴訟を提起し、又は消費者訴訟に応訴する者の説明を求めること、並びに必要に応じて専門家又は関係機関に意見を求め、参考にすることができる。

(貸付けの決定通知)

第5条 規則第3条第2項に規定する貸付けの決定は、神戸市消費者訴訟に要する費用貸付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 規則第3条第1項に規定する貸付けの適否について、貸付けすることを不承認とするときには神戸市消費者訴訟に要する費用貸付不承認通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(貸付金の交付)

第6条 規則第5条に規定する借用証書は、神戸市消費者訴訟に要する費用借用証書（別記様式第4号）のとおりとする。

(貸付けの追加)

第7条 規則第6条の規定による貸付けの追加に係る手続において必要な書面は、第3条第2項から前条までの規定する様式を使うものとする。

(貸付金の償還)

第8条 条例第28条第2項の規定する市長の定める日は、次に掲げるいずれかにより定めるものとする。

- (1) 訴訟の終了の日から6月を経過した日。ただし、強制執行に係る貸付金の償還期限は、強制執行の終了の日から1月を経過した日。
- (2) 消費者訴訟を提起し、又は消費者訴訟に応訴する者が当該貸付けを受けなくても訴訟の提起、継続又は応訴が可能となったとき。
- (3) その他市長が定める期日。

2 市長は、前項の期日を定めたとき、神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還期日通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（貸付金の分割償還）

第9条 借受人は、規則第7条の規定する分割返還を求めるときには、神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還分割申請書（別記第6号）により申請するものとする。

2 前項の申請があったとき、市長は速やかに分割の適否、又は分割返済の金額及び分割返済の期日を決定し通知するものとする。

3 前項の通知は、神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還分割決定通知書（別記様式第7号）又は神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還分割不承認通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（貸付金の償還猶予）

第10条 市長は、第8条第1項及び第9条第2項の規定により定めた貸付金の償還期限内に返還することについて、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。

（遅延利息の徴収）

第11条 市長は、第8条第1項及び第9条第2項の規定により定めた貸付金の償還期限内に返還がない場合は、当該償還期限の翌日から当該貸付金を返済した日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収するものとする。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときには、前項に規定する遅延利息の徴収を免除することができる。

（貸付金償還の減免）

第12条 借受人は、条例第28条第3項に規定する貸付金の全部又は一部の償還の免除（以下「減免」という。）を求めるときには、神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還減免申請書（別記様式第9号）により申請するものとする。

2 前項の申請があったとき、市長は速やかに減免の適否を決定し通知するものとする。

3 前項の通知は、神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還減免決定通知書（別記様式第10号）又は神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還減免不承認通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（状況の報告）

第13条 借受人又は代理人（以下「借受人等」という。）は、消費者訴訟の状況について年1回以上市長に報告するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときには借受人等に消費者訴訟の状況について報告を求めるものとする。

（貸付けの取消）

第14条 市長は、借受人等が、次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、貸付けの決定を取消し、又は期日を定めて貸付金の返還を命ずることができる。

(1) 貸付金を規則第4条に定めるものの外に使用したとき。

(2) 条例、規則及びこの要領に基づいて提出された申請書又は報告書の内容について虚偽があったとき。

(3) 借受人等が、法令に違反する行為を行ったとき。

2 借受人等が、前項の規定により貸付金の返還を命じられた場合には、貸付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該貸付金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(準用)

第15条 この要領に定めるものの他資金の支出又は収入については、会計規則を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

神戸市長

あて

住 所

氏 名

神戸市消費者訴訟に要する費用借受申請書

神戸市消費生活条例第28条及び神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則の規定により、下記のとおり訴訟資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

被害額		円	訴訟の目的の額		円
			訴 訟 費 用	貸 付 申 請 額	
(1) 訴えの提起に係る手数料その他裁判所に納める手数料					
(2) 代理人である弁護士又は弁護士法人に対して支払うべき着手金、報酬金その他の費用					
(3) 上記のほか当該消費者訴訟に要する費用					
合 計					
訴訟代理人	住所（所在地） 電話番号 氏名				
相 手 方	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者の氏名				
訴訟年月日		年 月 日	裁判所名		
申 請 理 由					

添付書類 (1) 訴訟代理及び訴訟に要する費用の請求等の委任状

(2) 住民票抄本

(3) 被害概要書

(4) その他

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付決定通知書

年 月 日付けをもって申込みのあった神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けについて、下記のとおり貸付けを決定しましたので通知します。

記

- 1 貸付決定額 円
- 2 貸付決定額の内訳
- (1) 訴えの提起に係る手数料その他裁判所に納める手数料 円
- (2) 代理人である弁護士又は弁護士法人に対して支払うべき着手金、報酬金その他の費用 円
- (3) 上記のほか当該消費者訴訟に要する費用 円

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付不承認通知書

年 月 日付けをもって申込みのあった神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けについて、下記の理由により貸付けをしないことに決定しましたので通知します。

記

1 貸付けない理由

様式第 4 号

年 月 日

神戸市長

あて

住 所
氏 名

神戸市消費者訴訟に要する費用借用証書

年 月 日付け 第 号で神戸市消費者訴訟に要する費用貸付決定の通知を受けました下記の貸付金について、神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則第 5 条の規定に基づき交付を請求します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 貸付決定額 | 円 |
| 2 貸付決定額の内訳 | |
| (1) 訴えの提起に係る手数料その他裁判所に納める手数料 | 円 |
| (2) 代理人である弁護士又は弁護士法人に対して支払うべき着手金、報酬金その他の費用 | 円 |
| (3) 上記のほか当該消費者訴訟に要する費用 | 円 |
| 3 貸付金借用請求額 | 円 |

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還期日通知書

神戸市消費生活条例第28条第2項の規定に基づき、神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けの償還にしなければならない期日について通知します。

記

- 1 貸付償還期日
- 年 月 日まで
- 2 貸付決定額
- 円
- 3 貸付金額
- 円

年 月 日

神戸市長

あて

住 所
氏 名

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還分割申請書

年 月 日付け 第 号で神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付決定の通知を受けました下記の貸付金について、神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則第 7 条の規定に基づき借受金の返済について分割により行いたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸 付 決 定 額 円
- 2 貸 付 金 額 円
- 3 返 済 の 方 法
- 4 分割返済を求める理由

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還分割決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付償還の分割について、下記のとおり分割返済を決定しましたので通知します。

記

- 1 貸付決定額 円
- 2 返済の方法 円

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還分割不承認通知書

年 月 日付けをもって申請のあった神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還の分割について、下記のとおり分割返済を認めないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 分割返済を認めない理由

年 月 日

神戸市長

あて

住 所
氏 名

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還減免申請書

年 月 日付け 第 号で神戸市消費者訴訟に要する費用貸付決定の通知を受けました下記の貸付金について、神戸市消費生活条例第28条第3項の規定に基づき借受金の返済について〔 全 部 一 部 〕の償還の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸 付 決 定 額 円
- 2 貸 付 金 額 円
- 3 償 還 の 免 除 額 円
- 4 償還免除を求める理由

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還減免決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付金の返済について、下記のとおり〔 全 部 〕
〔 一 部 〕の償還の免除を決定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 貸 付 決 定 額 | 円 |
| 2 貸 付 金 額 | 円 |
| 3 償 還 の 免 除 額 | 円 |

第 号
年 月 日

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○□

神戸市消費者訴訟に要する費用貸付償還減免不承認通知書

年 月 日付けをもって申請のあった神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付金の返済については、下記の理由により償還の免除を認めないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 償還の免除を認めない理由